

# 吸收分割に関する事前開示書面

(分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)  
(承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2025 年 2 月 28 日

ブリッジインターナショナル株式会社  
ClieXito株式会社

2025年2月28日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
ブリッジインターナショナル株式会社  
代表取締役社長 吉田 融正

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
CleXito 株式会社  
代表取締役 尾花 淳

ブリッジインターナショナル株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である CleXito 株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2025年2月14日付吸收分割契約書（以下「本契約」といいます。）に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、分割会社のプロセス・テクノロジー事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸收分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

#### 記

1. 本契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）  
別紙1の吸收分割契約書のとおりです。
2. 吸收分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）  
本吸收分割に際し、承継会社は、分割会社に対して対価となる金銭等を交付いたしません。承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。
3. 会社法758条第8号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）  
該当事項はありません。
4. 吸收分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）  
該当事項はありません。
5. 吸收分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号、第192条第6号イ）
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。
6. 吸收分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号イ、第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記ウェブサイトよりご覧いただけます。

<https://ir.bridge-g.com/library/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

分割会社は、2025年2月14日付で、当社を新設分割会社、2025年7月1日を効力発生日とする新設分割に関して新設分割計画書を作成いたしました。当該新設分割計画に基づく新設分割により、分割会社は、分割会社のアウトソーシング事業に関する権利義務を新たに新設する分割会社の完全子会社である新設会社に承継させる予定です。

7. 本吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

分割会社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本吸収分割において、分割会社及び承継会社が負担すべき債務については、債務の履行の見込みに問題がないものと判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

## 吸收分割契約書

ブリッジインターナショナル株式会社（以下「分割会社」という。）及びCleXito株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社がプロセス・テクノロジー事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）について、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸收分割の方法により、本事業に関して有する第4条第1項に規定する権利義務を承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

本吸收分割に係る、分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

#### （1）分割会社

商号：ブリッジインターナショナル株式会社  
住所：東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

#### （2）承継会社

商号：CleXito株式会社  
住所：東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

### 第3条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。ただし、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議の上、効力発生日を変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務等）

1. 本吸收分割により分割会社から分割され承継会社に承継される資産、負債、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、効力発生日において本事業に属する別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項により承継会社が承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における最終的な債務及び義務の負担者は承継会社とし、当該承継する債務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 前2項の規定にかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本吸收分割による承継ができないもの又は本吸收分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、分割会社及び承継会社が協議の上、これを承継対象権利義務から除外することができる。

## 第5条（本吸收分割の対価）

分割会社が承継会社の発行株式の全部を所有していることから、本吸收分割に際して、承継会社は、分割会社に対し、金銭その他の対価を支払わない。

## 第6条（承継会社の資本金及び準備金に関する事項）

承継会社は、本吸收分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

## 第7条（株主総会の承認）

1. 分割会社は、会社法784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行うものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行うものとする。

## 第8条（競業避止義務）

分割会社は、本吸收分割後においても、承継会社に対し、本事業について一切競業避止義務を負わないものとする。

## 第9条（会社財産の管理等）

分割会社及び承継会社は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ分割会社及び承継会社が協議の上、これを行うものとする。

## 第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸收分割の目的の達成が困難になった場合には、分割会社及び承継会社が協議の上、本吸收分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第11条（本契約の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条の規定に基づき本契約が解除された場合、効力を失うものとする。

## 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸收分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、分割会社及び承継会社は記名捺印の上、分割会社が原本を、承継会社がその写しを保有する。【印紙税の負荷を軽減するために原本は1通とする。】

2025年2月14日

分割会社 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
ブリッジインターナショナル株式会社  
代表取締役社長 吉田 融正



承継会社 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号  
ClieXito 株式会社  
代表取締役社長 尾花 淳



別紙

## 承継権利義務明細表

承継会社が分割会社から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、分割会社が有する本事業に関して属する次の権利義務とする。なお、分割会社及び承継会社が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、承継会社が分割会社から承継する本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024年12月31日現在の分割会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸收分割の効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1). 流動資産

本事業に属する現金及び預金（本事業に係る必要運転資金）

#### (2). 固定資産

本事業に属するソフトウェア

### 2. 承継する負債

#### (1). 流動負債

なし

#### (2). 固定負債

なし

### 3. 承継する雇用契約等

吸收分割の効力発生日において本事業に主として従事する従業員（正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、嘱託職員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務その他一切の協定（ただし、経営管理事業に従事する従業員を除く。）

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1). 雇用契約以外の契約

本事業に関して分割会社が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できない契約、契約上の地位又は権利義務を除く。）

#### (2). 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの（ただし、分割会社が引き続き保有する必要のあるものを除く。）

以上

# 決 算 報 告 書

(第4期)

自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

CleXito株式会社

東京都世田谷区太子堂4-1-1  
キャロットタワー19階

# 貸 借 対 照 表

2023年12月31日 現在

ClienXito株式会社

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	102,306
現 金 ・ 預 金	68,333	未 払 金	72,698
売 掛 金	104,935	未 払 法 人 税 等	17,951
前 払 費 用	17	未 払 消 費 税	11,656
		負 債 の 部 合 計	102,306
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	70,981
		資 本 金	30,000
		利 益 剰 余 金	40,981
		そ の 他 利 益 剰 余 金	40,981
		繰 越 利 益 剰 余 金	40,981
		純 資 産 の 部 合 計	70,981
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>173,287</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>173,287</b>

# 損 益 計 算 書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

ClienXito株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額
【売上高】	
売 上 高	303,466
売 上 高 合 計	303,466
【売上原価】	
当 期 製 品 製 造 原 価	205,049
合 計	205,049
製 品 売 上 原 価	205,049
売 上 原 価	205,049
売 上 総 利 益 金 額	98,417
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	43,609
營 業 利 益 金 額	54,807
【営業外収益】	
受 取 利 息	0
雜 収 入	0
營 業 外 収 益 合 計	0
經 常 利 益 金 額	54,807
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	54,807
法 人 税 等	20,330
當 期 純 利 益 金 額	34,477

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

Cliexito株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	
法 定 福 利 費	-583	
業 務 委 託 費	150	
支 払 手 数 料	44,042	
販売費及び一般管理費合計		43,609

# 製造原価報告書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

CleXito株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額
【総製造費用】	
【製造経費】	
支 払 手 数 料	205,049
製 造 経 費 合 計	205,049
総 製 造 費 用	205,049
合 計	205,049
当 期 製 品 製 造 原 価	205,049

## 株主資本等変動計算書

自 2023年 1月 1日  
至 2023年12月31日

CleXito株式会社

(単位：千円)

### 【株主資本】

資	本	金	当期首残高	30,000					
			当期末残高	<u>30,000</u>					
利	益	剩	余	金					
そ	の	他	利	益	剩	余	金		
繰	越		利	益	剩	余	金	当期首残高	6,503
			当期変動額	当期純利益金額	<u>34,477</u>				
			当期末残高	<u>40,981</u>					
利	益	剩	余	金	合	計	当期首残高	<u>6,503</u>	
			当期変動額	<u>34,477</u>					
			当期末残高	<u>40,981</u>					
株	主	資	本	合	計	当期首残高	<u>36,503</u>		
			当期変動額	<u>34,477</u>					
			当期末残高	<u>70,981</u>					
純	資	産	の	部	合	計	当期首残高	<u>36,503</u>	
			当期変動額	<u>34,477</u>					
			当期末残高	<u>70,981</u>					